

平成28年度審査請求（教育委員会）第1号

裁 決 書

審査請求人 様  
処分庁 野田市教育委員会

審査請求人が平成28年10月21日に提起した処分庁による野田市青少年問題協議会委員名簿に係る行政文書部分開示決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成28年10月20日、行政文書部分開示決定処分（野教青第22号。以下「本件処分」という。）を行い、同日付けの行政文書部分開示決定通知書を同月21日に審査請求人に交付した。
- 2 審査請求人は、平成28年10月21日、野田市教育委員会に対し、本件処分について審査請求をした。

審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、野田市青少年問題協議会委員名簿の佐藤秀夫委員の職業の欄の開示を求めており、理由として、審査請求は野田市を良くする市民の会（代表 佐々木 盛次）の活動の一部であるから、いたずらに委員の個人情報の開示を求めるものではない。学識経験者として委嘱された委員の職業は、当該委員としての職務を遂行できることを示す情報であるから、当該委員の職業は、公務員等の職務遂行の内容に係る部分（野田市情報公開条例第6条第2号ウ）に該当し、不開示情報に該当しない。委員の職業の公表は、政府や他の

地方自治体の委員名簿で広く慣行化しており、野田市情報公開条例第6条第2号アに該当し、不開示情報に該当しない。と主張しているものと解される。

## 理 由

審査請求人が本件審査請求により求める処分（野田市青少年問題協議会委員名簿の佐藤秀夫委員の職業の欄の開示の決定）は、平成28年11月4日付け野教青第22号の2の行政文書部分開示決定一部取消し及び開示決定通知書により既に行われており、審査請求人が野田市青少年問題協議会委員名簿の佐藤秀夫委員の職業の欄の開示の決定を求める利益は既に存在しないと言えるため、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成28年11月22日

野田市教育委員会

## 教示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。